

鎌倉市歴史的風致維持向上計画の変更（案）に対する法定協議会の意見及び対応方針

(1) 法定協議会（令和3年10月12日開催）後に提出された委員意見

	意 見	回答及び対応方針（案）
市内の博物館等の連携活用について		
1	増補版のP3の「中間評価後の計画の見直しの方向性」に「官民連携の強化を図る」とあるが、歴史的建造物の改修や利活用での連携だけでなく、市内の博物館と歴史・文化施設とも連携を強化（ユニークベニュー・イベントの実施など）できると考える。こういった方向性も視野に入れているのか。	市内には社寺内の文化財的建造物のほか、別荘文化に通ずる多くの歴史的建造物が点在し、鎌倉の魅力の1つとなっています。しかし、老朽化や所有者の高齢化等により存続が難しくなるものも出てきており、改修などへの公的支援の充実や利活用に向けた制度等の弾力的な運用などの連携が必要と考えられてきたものです。 「ユニークベニュー」などについては、鎌倉ではこれまでも文化財である社寺の場やその他の歴史的建造物等を活用した会議、コンサート、伝統芸能の公演などが行われています。また、神奈川県が作成している「Unique Venues Of KANAGAWA」にも大塔宮鎌倉宮などが対象施設として掲載されていますが、個別の取組であり、東京都のような地域ぐるみの取組とはなっていません。鎌倉の資産である文化財の特徴や魅力を発信し、地域の歴史文化への理解を深めてもらう機会として「ユニークベニュー」は可能性の高いアプローチであり、今後、市内の県・市・民間の歴史・文化施設との連携に取り組む中でそうした視点も取り入れていきたいと考えます。
2	「市内の県・市・民間の歴史・文化施設との連携に取り組む」とあるが、具体的にどのような施設を想定しているのか。 また、どのような連携を想定しているのでしょうか。施設同士の連携は、運営連携、出張展示共催イベントの開催、来訪者が回遊できる仕組みの強化、施設整備等々様々な形が考えられる。	市内の歴史・文化施設の事業連携の進め方としては、市の鎌倉国宝館、鎌倉歴史文化交流館、鎌倉文学館を含む形で、「鎌文ネットワーク」等の枠組みができており、これを活用するなど、既存連絡協議会を発展させる形での具体化を目指したいと考えています。 具体的な連携の内容については、御提案頂いた共催のイベントや企画展の開催、来訪者が回遊できる仕組みの強化などが考えられますが、今後、各施設の運営者と意見交換を行いながら取り組んでいきたいと考えています。 本市では、令和2年6月に策定した「鎌倉市にふさわしい博物館基本構想」で「エコミュージアムの構築（地域を1つの博物館としてとらえ、一体的に整備・運用していく考え方）」を目指すこととしており、こうした取組等によって、鎌倉が将来的には地域の全体が歴史的文化的ゾーンとして、有機的にネットワーク化・一体化した場所となることを目指したいと考えています。
3	鎌倉市には公設・私設のすばらしい博物館・美術館・文学館・ギャラリー・図書館などいろいろな施設・建築物等がありますので、そうした施設などがつながって保存・活用事業を進めていけると、とても大きな効果があると考えます。 歴史文化施設以外でも、そうしたことに関心のある民間事業者の力を借りることもできるのではないかと考える。 ただし、文化施設の現場は大変だと思いますので、無理のない連携を進めていただければと思う。	市の施設でも、鎌倉文学館などでは指定管理制度を導入するなど、民間事業者の力を取り入れた運営を実施しています。県・市・民間と主体の異なる施設間の連携については、同じ市内の歴史・文化施設であっても、施設毎に事業運営の方向性や運営の柔軟度に異なる部分があり、時間を掛け調整を図る中でできるところから連携に取り組んでいきたいと考えています。
4	「鎌倉風致保存会助成事業」の事業概要について、活動の実態にあわせる等図6-14の活動場所の表現を修正してほしい。 ・笹目緑地→削除する ・永福寺跡→削除する ・回春院→建長寺回春院	御意見に従い修正を加えます。

鎌倉市歴史的風致維持向上計画の変更（案）に対する法定協議会の意見及び対応方針

(2) 法定協議会（令和3年10月12日開催）における委員意見

	意見	事務局からの回答
1	<p>鎌倉市歴史的風致維持向上計画の変更（素案）では、いくつかの構成事業が追加されたり、削られたりしているが、削られているのはどのような理由からか。</p>	<p>これまで進捗が思わしくない事業については、既存事業の一部見直しを行うこととしました。</p> <p>「歩行環境改善事業」については、長谷駅周辺の歩行環境の改善を図ろうと事業を進めてきましたが、地元の合意が難しく取組の進捗が見込めない状況となっているため、事業内容を見直し、単一の道路の歩行環境の改善を行う事業から、地域の歴史的遺産を結ぶ散策ルート等を面的に構築する事業に変更することにしました。このことで、全市的な歴史的遺産等の一体的な整備を目指していきたいと考えています。</p> <p>「北鎌倉県道沿い歩行空間整備事業」については、地元の合意が難しく具体化方策が見つからず未着手となっているため、事業の計画期間を延長し、検討を進めていきたいと考えています。</p> <p>また、新規に構成事業として追加する事業は4事業で、既存事業のうち骨格的な事業で、国の支援を得て確実に推進していきたい5事業を重点化を図る事業としています。</p>
2	<p>構成事業の遅延の原因への対応策を「国支援事業（街なみ環境整備事業等）の活用」と「官民連携の強化を図る」としているが、街なみ環境整備事業は具体的にどの事業に活用する予定なのか。また、官民連携の強化というのは具体的にどんなことを想定しているのか。</p>	<p>街なみ環境整備事業の活用については、歴史的風致形成建造物の保存活用や散策路等の案内板及び観光案内板等の整備などが主な対象となります。予定している事業としては「扇湖山荘庭園等整備事業」、「鎌倉文学館保存改修事業」、「旧諸戸邸保存改修事業」、「御成小学校旧講堂改修事業」、「荏柄天神社参道道路美装化事業」、「観光案内施設整備事業」、「散策路等の整備事業」などです。なお、詳細については「社会資本総合整備計画（案）」にまとめています。</p> <p>官民連携の強化については、歴史的建造物の運営や利活用での民間活力の導入を想定し、各施設で検討を進めています。</p> <p>なお、本市の事例としては市が所有する旧村上邸で官民連携（公募型プロポーザルで選定された民間事業者が企業研修施設「旧村上邸一鎌倉みらいラボ」として活用）を実施している事例があります。</p> <p>今後改修等を予定している歴史的建造物の運用形態における官民連携を引き続き検討していきたいと考えています。</p>

鎌倉市歴史的風致維持向上計画の変更（案）に対する法定協議会の意見及び対応方針

(2) 法定協議会（令和3年10月12日開催）における委員意見

	意見	事務局からの回答
3	<p>屋外広告物条例の制定の時期はいつ頃か、他市の条例と同じように罰則を含む条例という理解でよいか。</p>	<p>屋外広告物条例制定については、令和3年8月にパブリックコメントを実施し、令和3年12月定例会への提案を目指しています。条例の施行は、令和4年4月を予定しています。本市では、これまで神奈川県屋外広告物条例を適用し、平成11年からは許可事務を行ってきました。また、景観計画に定める配慮事項に基づき、屋外広告物のデザイン誘導を行ってきました。市独自の屋外広告物条例の制定にあたっては、地域特性を踏まえた景観を形成するため、古都鎌倉特定区域を定めるほか、地域の活性化に資するエリアマネジメント広告に係る取扱を規定するなど、検討を進めています。なお、罰則等については、県条例を内容の踏襲を基本としますが、過料の規定の追加を考えています。屋外広告物条例の運用にあたっては、市民、商業者の皆様に理解と協力をしていただいておりますが、本市が鎌倉らしい街であるため、景観の維持向上を図るためには、皆様の協力が欠かせません。市条例に移行しますが、引き続き御理解と御協力をお願いします。</p>
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ロードプライシングの実施を事業内容に追加することとは着実に今後この方向でやっていくということなのか。これに関しては事業者として非常に利害が大きな問題になってくるので、教えてほしい。 ・ロードプライシングについては、法的な解釈が非常に難しい部分がある。国土交通省だけではなく総務省とも話を詰めないといけない。総務省との協議経過や状況を報告してほしい。 	<p>交通需要マネジメント事業は、平成8年度から取組を進めていると事業の担当課から聞いています。中間評価後の事業の見直しの中で、交通需要マネジメント事業は、交通渋滞の解消だけでなく、自動車から公共交通への転換施策を交通事業者と共同で実施し、ロードプライシングの事業の実施とともに、交通需要マネジメントで空いた道路を歩行者空間を尊重したものにしようとするものです。このことから、事業名称自体を「交通需要マネジメント事業」から「人と環境にやさしい徒歩と公共交通を中心としたまちづくり事業」に変更しています。これらの事業については、国の支援も得ながら事業を引き続き継続していきたいと事業担当課から聞いています。進捗状況等については、事業担当課に確認し、後日、（次回協議会の場で）報告させていただきます。国土交通省だけでなく総務省との連携が必要という御意見についても事業担当課に伝えます。</p>
5	<p>パークアンドライドも環境手形も実施から十数年経っている。商業者もチケットを持ってきた方に特典を出すなど協力をしているが、市から利用状況等の報告もない。しっかりと取組のフォローができるようにしていきたい。</p>	<p>市からの説明が不足している点は申し訳ありません。御指摘の点は事業の担当課に伝えます。市の施策の実現に引き続き御協力をお願いします。</p>
6	<p>今後一番の懸念は、地球温暖化による環境の急激な変化である。多雨や集中豪雨で非常に大きな災害が起こる頻度が高まるおそれがある。鎌倉市が持っている緑地だけでなく、隣接の民有樹林地からの災害なども想定される。事業内容を変更することなので、市有緑地内では61か所必要などところがあるのだと思うが、災害という観点から少し補強を検討してほしい。</p>	<p>歴史的風致維持向上計画に位置付ける緑地保全関係の事業としては、「樹林維持管理事業」、「緑地維持管理事業・緑地維持管理計画推進事業」、「緑地保全事業」があります。市が所有する緑地のうち、計画的な緑地の維持管理が必要なものについて、鎌倉市緑地維持管理計画（平成30年度策定）に基づき、予防保全型管理を目指し、施設の補修、更新や樹木の剪定、伐採等を実施するほか、法規制のかかる民有緑地に対し、申出に基づき、市が所有者に代わり、樹木の枝払い等を実施（3年1サイクル）すること等を実施しています。また、令和3年度には、森林環境譲与税を財源とした民有緑地の樹木の剪定等の維持管理への助成制度を創設しました。歴史的風致の維持向上を図るうえで、樹林地を適正に維持管</p>

鎌倉市歴史的風致維持向上計画の変更（案）に対する法定協議会の意見及び対応方針

(2) 法定協議会（令和3年10月12日開催）における委員意見

	意見	事務局からの回答
7	<p>鎌倉の寺はどこも山林を抱えるところが多いが、山林の維持をどこに依頼すればいいかわからないという方も多く、鎌倉では業者も少ないという状況がある。林業がどんどん衰退し、山の手入れをする人も仕事がない。このため山も荒れ、悪循環になると聞いている。</p> <p>市が主体となり、他の地域で林業やっている方と鎌倉で山の管理をしてほしい人のマッチングを行うことはできないか。山の管理をしやすくすることも緑地保全のために必要であると思う。台風被害も頻発しており、普段の管理のしやすさを高めることが災害対策の上では非常に大きな意味を持っていると思う。</p>	<p>歴史的風致の維持向上を図るうえで、樹林地を適正に維持管理することが重要な視点であることは、中間評価の際、法定協議会からの意見の中でもいただいています。現在、本市が進める「みどりの基本計画」の改定作業においても、樹林地の維持管理を大きな課題ととらえています。</p> <p>市では、令和3年度に機構改革を行い、みどり課・公園課・がけ地の担当を一つとし、みどり公園課として災害対策とみどり保全に一体的に取り組んでいくことにしました。</p> <p>今後とも、横断的な検討を進め、国の制度の活用や市としての取組について検討調整を図っていきたいと考えます。</p> <p>また、「緑地のアドバイザー制度」の活用にも取り組んでいきます。</p>
8	<p>近年の台風等で倒木があり、それが隣接家屋に被害を与えている。樹木が成長し、地球温暖化でそこにたくさんの雨が降ると地盤が弱くなり、大きな木が倒れるということが今後頻発と考えられる。このためハイキングコースに限らず、樹林地の定期的なパトロールが必要だと思う。</p> <p>地域で見守る方というのをお願いし、事前に手を打つ方が損害も少ないと考える。</p>	
9	<p>「北鎌倉県道沿い歩行空間整備事業」は、民有地の関係で非常に進行が難しく、事業を伸ばして取組むということを理解した。市民としては、歩道から人があふれて日々危険を感じている。民有地を整備するのは難しいと思うが、例えば歩道上にある電柱を地中化するなど、公共が持っている土地でできることを検討していないのか。この事業は長くなっても解決してほしい。</p>	<p>「北鎌倉県道沿い歩行空間整備事業」については、用地の課題等があり事業が進んでいませんが、北鎌倉駅からの歩行空間は狭隘であり、代替えとなる路線もないことから、事業の継続が必要と考えています。具体化の方策については、今後、道路管理者と課題の共有を図りながら、事業担当課と調整しながら検討していきます。</p>
10	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉文学館の工事が来年からということだが、鎌倉は鎌倉文学館だけではなく歴史的な建物がいくつも残っており、それが有効に使われているものが少ないと感じている。 ・鎌倉文学館から続く吉屋信子記念館、旧諸戸邸（旧長谷子ども会館）も整備し、その先には川端康成邸もあり、鎌倉らしい趣であるこの通りを「鎌倉文学の道」などと名付け、文化のまち鎌倉の誇れる街なみを整備をできないか。 ・鎌倉は多彩な魅力があり、エリアごとにいろんな顔を持っている。地域ごとにキャッチコピーをつけるとすぐ分かりやすいし、アピール度も高くなると思う。 	<p>今回追加・内容を変更する構成事業の中に、「鎌倉市にふさわしい博物館事業」があります。これは令和2年6月に策定した鎌倉市にふさわしい博物館基本構想を基に同基本計画の策定と事業の推進を図ろうとするもので、中でも基本構想で提案する「エコミュージアムの構築」の考え方は、鎌倉国宝館や鎌倉歴史文化交流館をコア施設として、サテライト施設に歴史的建造物や史跡、自然環境などを位置付け、これらをつなぐネットワークを構築し、地域全体をミュージアムとしようとするもので、歴史的風致維持向上計画と親和性が高いものであると考えています。</p> <p>また、「歴史的遺産をつなぐ散策路等整備事業」は、歴史的遺産を結ぶ散策ルート等を設定し、案内板等の設置や道路の美装化などの整備に取り組もうとするものです。</p> <p>御指摘を参考とし、このような事業と連携しながら歴史的風致の維持向上につなげていきたいと考えています。</p>

鎌倉市歴史的風致維持向上計画の変更（案）に対する法定協議会の意見及び対応方針

(2) 法定協議会（令和3年10月12日開催）における委員意見

	意 見	事務局からの回答
11	<p>来年、大河ドラマ「鎌倉殿の13人」が放映されることになっているが、番組の後にゆかりの場所が映されている。北条義時の墓は大変な荒れ放題となっている。階段の手すりは出来たが、テレビで映されたら恥ずかしいと思う。整備した方が良い。北条常盤邸跡も出てくる場所だと思うが、解説板が一応は出ているがあのままでは寂しい。もう少し気を使っていた方が良いのではないか。この機会に整備ができないか。</p>	<p>大河ドラマ「鎌倉殿の13人」については、市では大河ドラマ担当を設置し、鎌倉商工会議所・鎌倉市観光協会・地域の団体の皆様の協力をいただきながら準備を進めているところです。</p> <p>史跡永福寺跡は整備事業が完了しましたが、その他の史跡ではまだ不足している点があると思いますが、皆様からの意見を庁内で共有し、可能な準備をしていきたいと思っております。</p>

鎌倉市歴史的風致維持向上計画の変更（案）に対する市民意見及び対応方針

	意見	回答及び対応方針（案）
	<p>樹林の維持管理について</p> <p>1</p> <p>御谷騒動に積極的にに関わり、鎌倉の自然を守るために、所有地に法規制をかけていただいたが、今「こんなはずではなかった。解除をお願いしたい。」と心から願っている。</p> <p>所有する土地財産の活用が極度に制限され、自然保護等々の奨励金は減額され、宅地開発が進み、常に森林管理を周辺から要求される。台風リスク等により、今後ますます緑地管理が大切になってくるが、所有者に責任や負担をおしつけ、行政としては最低限の関わりしかもたない。なのに、市は生活環境、歴史的文化を確保したと勘違いし、SDGsな社会の実現を目指すと言うのは、間違っていると考えます。</p>	<p>鎌倉の自然的環境と歴史的遺産の維持保全に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。</p> <p>鎌倉の歴史的風土の保全の取組は、昭和41年の古都保存法の制定以来、50年以上が経過しましたが、これらの樹林地の保全は土地所有者をはじめとした市民の皆様の理解のもとに成り立っているものです。</p> <p>市も、ライフスタイルの変化による樹木の成長や近年の災害の多発化による樹林地の安全性の確保と緑地保全の担い手の確保が課題と認識しているところです。</p> <p>こうした中、現在、市では、土地利用に制限がかかる民有樹林地において、申出に基づき、樹木の枝払いや枯損木・倒木の処理等を所有者に代わって実施する「樹林維持管理事業」（原則、3年1サイクル）を行っています。また、土地所有者等の家屋裏のがけの防災工事や樹木の枝払いや危険木の伐採を行う場合に「既成宅地等防災工事資金助成制度」により、工事費用の一部を助成するなど、支援の拡充に努めてきました。加えて、令和3年度には、森林環境譲与税を財源とした民有樹林地の樹木の剪定等の維持管理への助成制度を創設しています。しかし、これらは鎌倉市独自の制度のため、その財源確保が課題となっています。さらに、鎌倉市市税条例に規定する特例により、歴史的風土特別保存地区の土地及び、歴史的風土保存区域の土地のうち山林又は原野について「固定資産税」等を課さないこととしています。</p> <p>「緑」は鎌倉市を特徴づける重要な資源であり、市民・所有者の方々との連携のもとに保全されてきた緑を骨格として現在の古都鎌倉が成り立っています。</p> <p>今後もより多くの方々との連携のもと、「古都における歴史的風土」を後世に引き継ぐ取組の継続が必要と考えています。引き続き、御理解と御協力をいただけますようお願いいたします。</p>
	<p>交通マネジメント（TDM）について</p> <p>2</p> <p>特に土日祝日の由比ガ浜通りの渋滞と江ノ電の混雑緩和のため、鎌倉駅から長谷までの散策マップを作成してはどうか。また、六国見山、台峯、鎌倉中央公園、広町緑地のハイキングマップも作成し、観光協会のホームページや各情報誌、ガイドブックに掲載してもらおうなど、PR活動を行ってほしい。</p> <p>また、散策マップのQRコードを活用した電子化、多言語化対応も進めてほしい。</p>	<p>市では、交通機関等の混雑回避や観光客の分散化を目的として、歩く観光を推進するための長谷地域の散策用マップ「ぶらり鎌倉マップ」を作成しており、観光案内所等での配布や鎌倉駅西口改札での配架を行っています。このマップデータは、鎌倉市観光協会が運営するホームページ「鎌倉観光公式ガイド」で公開しており、別途作成している観光マップ「鎌倉」にQRコードを掲載して閲覧できるようにしています。また、外国人向けの多言語観光パンフレットについても6言語を作成し、配布やホームページでの公開を行っています。</p> <p>オーバーツーリズムに対応したTDMの取組として、江ノ電の混雑緩和のため、平成30年度・令和元年度のゴールデンウィークにおいて、江ノ電を利用される市民等が鎌倉駅に優先的に入場できる実証実験を実施しました。利用者の反応は概ね好評であり、来訪者の理解も得られていました。</p> <p>頂いた御意見を参考に、今後の取組を進めてまいります。</p>

鎌倉市歴史的風致維持向上計画の変更（案）に対する市民意見及び対応方針

	意見	回答及び対応方針（案）																																										
歩行空間整備事業について																																												
3	北鎌倉の県道沿いの歩行空間の整備が事業化されているが、長谷駅から鎌倉大仏までの県道の歩道整備は検討されているのでしょうか。	<p>長谷駅から鎌倉大仏までの区間は、観光客が多く、県道歩道が狭隘であることから、混雑が著しく、対応が必要であると認識しています。しかしながら、現状、沿道には建築物等が連坦し、歩行者空間の拡充が困難であることから、市では、県道裏側の市道の歩行者優先道路化について調整を進めてきましたが、事業の進捗が困難な状況です。</p> <p>このような道路整備には、地域の方々の理解や道路管理者との連携が不可欠であり、事業の担当課と連携し取組を進めていきます。</p>																																										
市内の博物館等の連携活用について																																												
4	鎌倉国宝館と鎌倉歴史文化交流館の入館者の推移は、増やすための工夫は必要ないのでしょうか。例えば、市民・観光客対象イベントを定期的に関催、複数館を回遊するスタンプラリーの実施、NHKの大河ドラマと関連したイベントの実施などを行ってはどうでしょうか。	<p>令和元年度までの市内の博物館等の入館者の推移は次の表のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="965 728 1444 963"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鎌倉国宝館</td> <td>50.6</td> <td>45.0</td> <td>47.3</td> <td>48.9</td> <td>36.6</td> </tr> <tr> <td>鎌倉文学館</td> <td>112.0</td> <td>104</td> <td>101.1</td> <td>100.7</td> <td>78.4</td> </tr> <tr> <td>旧華頂宮邸</td> <td>11.1</td> <td>12.6</td> <td>10.1</td> <td>11.5</td> <td>11.1</td> </tr> <tr> <td>史跡永福寺跡</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>歴史文化交流館</td> <td></td> <td></td> <td>23.2</td> <td>19.0</td> <td>13.3</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>181.7</td> <td>180.1</td> <td>139.4</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">市内博物館等の入館者数推移</p> <p><small>※史跡永福寺跡では、通年の入場者を把握していない。特定日の入場者(約310人)から想定した年間入場者数は113.2千人となる。 ※R2年度以降は、コロナ禍の影響で入館者数が通常時と異なる状況となっている。</small></p> <p>市では、鎌倉国宝館と鎌倉歴史文化交流館での企画展の開催などにより、地域の歴史文化を紹介・周知PRを図っていくとともに、市内の県・市・民間の歴史・文化施設との連携に取り組むなど、様々な機会を捉え、入館者等を伸ばす取組を進めていきます。</p> <p>なお、市では、2022年大河ドラマ「鎌倉殿の13人」の放映に併せて、市内商工業者などと協働して事業を推進するため大河ドラマ「鎌倉殿の13人」鎌倉市推進協議会を立ち上げ、事業を進めています。</p> <p>【主な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大河ドラマ館の設置 ・イベント等の開催 ・周遊誘導（案内板設置、モデルコース設定、マップ作成等） ・情報発信（大河ドラマ館公式サイト、鎌倉観公式ガイド内特設サイト等） 	年度	H27	H28	H29	H30	R元	鎌倉国宝館	50.6	45.0	47.3	48.9	36.6	鎌倉文学館	112.0	104	101.1	100.7	78.4	旧華頂宮邸	11.1	12.6	10.1	11.5	11.1	史跡永福寺跡			—	—	—	歴史文化交流館			23.2	19.0	13.3	合計			181.7	180.1	139.4
年度	H27	H28	H29	H30	R元																																							
鎌倉国宝館	50.6	45.0	47.3	48.9	36.6																																							
鎌倉文学館	112.0	104	101.1	100.7	78.4																																							
旧華頂宮邸	11.1	12.6	10.1	11.5	11.1																																							
史跡永福寺跡			—	—	—																																							
歴史文化交流館			23.2	19.0	13.3																																							
合計			181.7	180.1	139.4																																							

鎌倉市歴史的風致維持向上計画の変更（案）に対する庁内意見及び対応方針

	意見	回答及び対応方針（案）
生涯学習課（鎌倉国宝館・鎌倉歴史文化交流館担当）		
「博物館等運営事業・市内歴史・文化施設の連携事業」 について（事業番号 4－8・P32）		
1	<p>事業名と事業概要が一致しない（事業名から事業概要がわかり難い）ため、「博物館等運営事業と市内歴史・文化施設の連携」に修正してほしい。</p>	<p>「博物館等運営事業と市内歴史・文化施設の連携」に修正します。</p>
「鎌倉市にふさわしい博物館事業」について（事業番号 4－9・P33）		
2	<p>①「歴史まちづくり」とあるが、鎌倉市第3次総合計画中の「歴史的遺産と共生するまちづくり」と同義であるならば、後者に合わせた方が良いと考える。</p> <p>②当該事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由として、「収蔵庫の設置等」はあまり重要ではないと考える。むしろ後段の「エコミュージアム構築が歴史的風致の維持向上に寄与する」という趣旨で理由をとりまとめた方がわかりやすいと考える。</p> <p>例えば、「鎌倉市にふさわしい博物館基本基本構想の考え方の中核にある「エコミュージアムの構築」は、鎌倉市第3次総合計画基本構想での将来都市像である古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまちを目指す具体的な手法のひとつとして、歴史的遺産を活用と文化財の適切な保存管理機能の充実を図りながら、さらなる地域の魅力を高め、歴史的遺産と共生するまちづくりの推進に資するものとなることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。」</p>	<p>①国では、歴史まちづくり法に基づく、歴史的風致維持向上計画の認定等の取組を「歴史まちづくり」とし、推進していますが、ここでは同義であり、「歴史的遺産と共生するまちづくり」に統一します。</p> <p>②意見に従い、歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由を「エコミュージアム構築が歴史的風致の維持向上に寄与する」という趣旨でまとめ直します。</p>
地域共生課		
増補版の「はじめに」について（P1～P5）		
3	<p>①中間評価の中で把握された課題等を掲載すべきではないか。</p> <p>②SDGsのどのターゲットゴールに当てはまるのか。</p> <p>③その他語句、文章の修正に関する意見</p>	<p>①中間評価では、事業の遅延の課題として、「事業財源の確保」と「体制の充実」を挙げており、計画の見直しの前提として当該記載を追加します。</p> <p>②第4期基本計画において、歴史的遺産と共生するまちづくりについては、次のとおり、SDGsのゴール・ターゲットと達成に向けた方向性を定め、取組を推進することとしています。</p> <p>SDGsのゴールとターゲット： 11. 4（住み続けられるまちづくりを）</p> <p>市としての取組の方向性： 文化財の保存と活用や歴史的風土の保存などにより、鎌倉の歴史的遺産、自然遺産を未来へと確実に継承します。</p> <p>SDGsの視点を取り入れて計画の変更を行うことを追記します。</p> <p>なお、計画書本編では、「第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針」の「3 歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針」の「(1)上位計画・関連計画との関係性」に「ウ SDGsのゴール・ターゲットとの関係」の項を追加し、位置付けの整理をしています。</p> <p>③御意見に従い、必要な修正を行います。</p>

鎌倉市歴史的風致維持向上計画の変更（案）に対する庁内意見及び対応方針

	意見	回答及び対応方針（案）
公的不動産活用課		
「歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する基本的な考え方」について（第6章-1、P8）		
4	<p>P8の中段に「なお、歴史的建造物の保存活用に関する事業の実施にあたっては、国支援事業の活用を図るとともに、整備後の利活用や維持管理に要する費用等への対応を踏まえる必要があり、民間のノウハウや資源の積極的な活用に努めるものとする。」とあるが、表現の修正等を求めるものではないが、この記載のとおり、歴史的建造物を大切にすることが計画の目的であり、まちづくりにつながるのであれば、歴史的建造物に関わる土地利用や建物利用（増改築・改修、用途制限・変更など）について、本市の土地利用等に関わる条例の緩和規定も併せて検討すべきと考える。条例等のハードルにより、目的やまちづくりに影響することは本末転倒であり、これらの民間のノウハウや資源の積極的な活用にも十分関係することだと考える。</p>	<p>当該計画では、歴史的風致向上施設の整備及び管理を進めるにあたっては、第6章の1の「歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する基本的な考え方」に加え、第3章の3「歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針」に基づき、事業を推進するとしています。</p> <p>御指摘の点については、歴史的建造物の保存活用に当たっての関連制度等の弾力的な運用について、記載を追加しており、今後これらの方針に従い、庁内調整が必要と考えています。</p> <p>制度の弾力的な運用については、今回追加する構成事業「屋外広告物条例制定・運用事業」でも、地域特性にあわせた制限を条例で担保する一方、エリアマネジメント広告等の適用除外の特例や特例許可制度を設けるなど、まちの活性化に資する広告物に対して、弾力的な運用が図れる制度設計とするよう取り組んでおり、現在進められている土地利用調整制度の見直しの中でも対応について引き続き、調整が必要と考えています。</p> <p>なお、関連して変更計画（案）において記載を追加した事項は次のとおりです。</p> <p>計画書本編P144への記載の追加：「また、歴史的建造物の多くは、第一種低層住居専用地域にあり、利活用を行おうとしたとき、その建築用途が用途地域に合致しない場合が多い。地元の理解を得ながら利活用を図っている事例もあり、都市計画や特例許可の制度活用等も含めた検討が必要である。」</p> <p>同P149への記載の追加：「用途地域に合致しない事例に対しては、地元の理解を得ながら、必要に応じ、都市計画や特例許可の制度活用の検討等により、適切な利活用を図るものとする。」</p>
道路課（国県道対策担当）		
「歴史的遺産をつなぐ散策路等整備（歩行環境改善）事業」について（事業番号2-4・P16）		
5	<p>①案内板、道路名板などの設置は観光課主体で実施する計画でしょうか。</p> <p>②散策ルート等の設置とありますが、誰がどのようなプロセスで散策ルートを設定していくのでしょうか。</p> <p>③計画に位置付けた事業につきましては、財源の裏付けがなされますよう意見申し上げます。</p>	<p>①当該事業は、これまで取り組んできた「歩行環境改善事業」が地元調整等の理由から進んでいないことから、路線を絞らず、地域に展開する歴史的遺産を結ぶ散策ルート等を設定し、沿線に多様な整備を施していくことで、歴史的遺産等の一体的な整備・運営を目指すこととしたものです。複数の事業原課が関係することとなるため、ルート等の選定や事業の進め方等については、今後、庁内調整が必要と考えていますが、当該事業の「一体的な整備・運営の考え方」を関連課で共有し、相互に連携し、できることから取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>②全体の取組に係る内容であることから、関連する課で検討し、必要に応じ、専門家を有する鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会の意見を聴き、庁内検討委員会での調整を経て、決定していければと考えています。</p> <p>③今回の計画変更は、事業推進の財源の確保を目的の一つに掲げています。令和4年度からは、変更計画に基づき、国の支援（社会資本総合整備事業（街なみ環境整備事業））の活用を予定しています。</p>